

(案)

広告掲載業務契約書

岸和田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が発送する「令和8年度岸和田市固定資産税・都市計画税納税通知書等送付用封筒（以下「封筒」という。）」における広告掲載に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、この契約書、岸和田市広告収入事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び岸和田市固定資産税・都市計画税納税通知書等送付用封筒広告掲載民間企業等募集要項（以下「募集要項」という。）の規定に基づき、広告掲載業務を受託するものとする。なお、実施要綱が改正された場合は、それに従うものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

（広告掲載料）

第3条 広告掲載料は、金 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（広告掲載料の納付）

第4条 乙は、前条に規定する広告掲載料を、甲が発行する納付書により令和8年1月30日までに甲の指定する金融機関に納付するものとする。

（広告掲載料の返還）

第5条 甲は、徴収した広告掲載料を還付しないものとする。ただし、乙の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（履行遅延）

第6条 乙が広告掲載料を期限までに納付しないときは、履行遅延とみなし、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、その広告掲載料につき年当たり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率の割合で計算した金額を加算して甲に納付するものとする。

（広告の作成）

第7条 乙は、封筒に掲載する広告を全て乙の責任及び負担で作成するものとする。

2 乙は、広告の作成の一部又は全部を第三者に委託してはならない。但し、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（広告の内容等）

第8条 乙は、広告の掲載について、甲の指定する期日までに甲と協議しなければならない。

2 前項の協議の後、乙は令和7年12月19日までに、作成した広告原稿を完全データ（完全版下原稿）として甲へ提出するものとする。

3 前項により提出を受けた広告原稿については、乙の最終校正を終えたものとし、広告原稿提出後、その広告内容について変更等が生じたときは乙の責任とする。

4 甲は、広告の内容、デザイン等が各種法令等又はこの契約書、仕様書、実施要綱及び募集要項に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、いつでも乙に対し広告の内容等の修正を求めることができるものとする。又、広告を掲載中であっても同様とする。

(案)

(誓約書の提出)

第9条 乙及び第7条第2項に規定する乙の広告作成を請負う者(以下「下請負人等」という。)は、岸和田市暴力団排除条例(平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙がとりまとめて甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(契約解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその損害を賠償しないものとする。

- (1) 第4条に規定する期限までに、広告掲載料を納付しないとき
- (2) 第8条第4項に規定する広告内容等の修正に応じないとき
- (3) 実施要綱第4条に該当することが認められたとき
- (4) この契約に違反したとき又はこの契約を履行することができないと甲が認めたとき

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

3 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

4 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(違約金等)

第11条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合は、甲に対して広告掲載料に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、乙が広告掲載料を納付しているときは、これをもって違約金に充てることができる。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約における広告掲載料に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 第1項の場合において、乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、第6条と同様の扱いとする。

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項から第3項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(案)

(乙の責任)

第 12 条 乙が広告の掲載又は広告の内容により第三者に損害を与えた場合は、乙は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

2 乙の責任により封筒の広告掲載が適当でなくなった場合において、既に甲が執行し、又は、執行予定の経費があるときは、当該経費の全てを乙が負担するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 13 条 乙は、この契約上の権利の全部若しくは一部を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第 14 条 乙は、この契約の履行のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(事故発生時の報告)

第 15 条 乙は、この契約の履行の際、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、この契約の履行上知り得た一切の事項については、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、自己の使用人及び下請負人等に対しても、前項の規定を厳守させなければならない。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岸和田市岸城町 7 番 1 号
岸 和 田 市
代 表 者
岸 和 田 市 長 佐 野 英 利
(財務部固定資産税課取扱い)

乙